

京都市情報公開・個人情報保護審査会答申第9号の概要

請求内容	重要文化財（建造物）二条城本丸御殿調査業務委託決定書
所管課	文化市民局元離宮二条城事務所
所管課の決定	公文書一部公開決定
所管課の主張	<p>1 条例第7条第2号該当性について</p> <p>本件の受託候補者の選定過程では、見積金額による評価のほか、二条城の文化観光施設としての認識、本丸御殿の構造解析や耐震構造補強に関する経験等を踏まえた考え、業務に対する意欲や姿勢等の個別具体的な項目について評価を行っている。</p> <p>京都市は、既に当選した法人と合わせて落選した法人の評価点を公開しており、これらは、意欲、体制等を含めた当該法人の能力を評価したものである。</p> <p>評価点を公開している中で落選した法人名を公開すると、当該法人の事業遂行上の評価点と誤認され、ひいては社会的な評価が損なわれるおそれがある等、当該法人の競争上又は事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められる。</p>
不服申立人の主張	<p>1 プロポーザルに参加した法人のうち、落選した法人名については、京都市発注の公共事業（工事・委託業務）において、すでに明らかになっているので、この契約要綱を参照して欲しい。</p> <p>2 京都市では、プロポーザル方式において「技術提案書提出者」として発表しているものもある。元離宮二条城事務所では、独自契約要綱をもっているのか。</p> <p>3 プロポーザル参加に関連する法人が落選することが、事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められない。</p>
審査会の判断	<p>1 本件公文書について</p> <p>本件公文書は、本丸御殿の保存修理事業の実施に向けた、基本設計書を策定するとともに、本丸御殿の各地点における地震時の震動特性を把握するために行う調査業務について、指名型プロポーザル方式により事業者を選定し、委託契約を締結する際に作成された決定書で、委託契約の概要、業務委託契約書（仕様書及び工事設計書を含む。）、受託候補者の見積書、契約決定書並びに受託候補者の選定経過、選定基準及び選定評価結果で構成されていることが認められる。</p> <p>2 条例第7条第2号該当性について</p> <p>ア 異議申立人は、京都市発注の公共工事における契約要綱を確認することを主張するので、当審査会において、「京都市の契約の過程等の公表に関する要綱」を確認したところ、競争入札による契約については、契約締結後に入札に参加した業者名及び入札金額を公表する旨の規定があるが、プロポーザル方式による契約については、契約を行った業者以外の業者について公表する旨の規定はなかった。</p> <p>イ 次に、異議申立人は、都市計画局が実施しているプロポーザル方式での公共工事において、落選した法人名を公開している資料を意見書に添付し、二条城は、独自の契約要綱を持っているのかと疑問を呈している。このため、当該資料等について都市計画局に確認したところ以下の説明があった。</p> <p>a 当該資料は、建築等の設計委託業務についてプロポーザル方式により業者決定を行った際に、ヒアリング実施日、すべての技術提案書提出者名、選定</p>

	<p>された受託候補者名，選定された理由，提案を求めた内容及び受託業務の概要を公表しているものである。</p> <p>b 当該資料での公表内容及び公表方法については，要綱等に規定されたものではなく，独自の判断で実施している。</p> <p>c 都市計画局では，「京都市都市計画局標準型プロポーザル実施要領」（以下「要領」という。）を定め，要領第7条に基づき，提案書提出者に対し選定結果について理由を付して通知を行うとともに，提案書提出者から詳細な説明を求められた場合は書面により回答を行っている。しかしながら，これらの通知及び回答においても，評価点については公開していない。</p> <p>ウ また，元離宮二条城事務所にプロポーザル方式による契約について，独自の契約要綱を定めているかについて確認したところ，事例が少なく，独自の選定要綱等は定めていないとの回答があった。</p> <p>エ 以上の説明によれば，都市計画局の設計委託業務のプロポーザル方式による委託業者の決定については，落選した業者名は公開されるが，評価点は公開されていない。一方，本件処分においては，落選した法人名を非公開とし，評価点を公開していることから，この都市計画局の取扱いを理由に，直ちに本件処分が不当であると判断することはできない。</p> <p>オ そこで，本件非公開部分について具体的に検討すると，本件プロポーザル方式により事業者を選定するに当たり，業務に対する意欲や姿勢等の個別具体的な項目について評価を行っている。これらの評価項目は，意欲，体制等を含め当該法人の能力にもかかわるものであり，落選した法人名と評価点とを共に公開した場合，この評価点がプロポーザルの提案内容に関する評価であっても，当該法人そのものに対する評価点と誤認され，ひいては社会的な評価が損なわれるおそれがある等，当該法人の競争上又は事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害するとの実施機関の主張は，是認できる。</p> <p>カ したがって，本件処分に関しては，実施機関が落選した法人の評価点を公開している以上，当該法人名については条例第7条第2号に該当すると認められ，実施機関が落選した法人名を非公開と判断したことは相当であると判断する。</p>
--	---